

現行	見直し案	見直し理由等
<p>1. 計画の位置付け 駐車場法第4条の規定に基づく「駐車場整備地区における駐車場の整備に関する計画」</p> <p>2. 駐車場整備地区 商業系用途地域を含み交通がふくそうしている中心市街地の約129ha</p> <p>3. 駐車場の整備に関する基本方針 1) 既存ストックの有効活用 ・現在の供給量で量的には需要を満たしていることから、既存ストックを最大限有効活用していくことを駐車場整備の基本とする。 2) 適正な誘導と役割分担 ・一部の地区に集中する駐車需要を適正な誘導により分散させるとともに、立地条件や管理者（公共・民間）の役割分担により交通の円滑化と利便性の向上をはかる。 3) 公共と民間の協力 ・公共と民間が互いに協力連携し、利用率の向上や交通の円滑化を図る。</p> <p>4. 目標年次 <u>平成26年度</u>（5年後）</p> <p>5. 現状と目標 <u>H21供給量</u> 普通車 1,894台 大型車 88台 <u>H31需要量</u> 普通車 1,523台 大型車 83台 <u>整備目標量</u> 普通車 2,000台 大型車 90台</p> <p>6. 駐車場の整備方策 1) 役割分担と配置方針 ・公共駐車場は、駐車場整備地区の外縁部及び駐車場整備地区を補完する地区において大型車及び普通車の駐車場を確保し、渋滞の要因となる大型車や過度の観光車両の流入を抑制し、民間駐車場の動向等を考慮しながら、継続的に適正配置を行う。 ・民間駐車場は、市街地中心部や幹線道路沿いの駐車需要の高い場所において駐車場を整備運営し、利用者の利便性の向上を図る。また、附置義務制度により一定の駐車台数を確保する。 ・観光の中心地となっている古い町並（三町伝統的建造物群保存地区）に近接する神明駐車場については、渋滞の緩和や歩行者の安全確保の観点から大型車の利用を中止するなど、駐車場の供給形態について検討を行う。</p>	<p>1. 計画の位置付け （変更なし）</p> <p>2. 駐車場整備地区 （変更なし）</p> <p>3. 駐車場の整備に関する方針 （変更なし）</p> <p>4. 目標年次 <u>平成31年度</u>（5年後）</p> <p>5. 現状と目標 <u>H26供給量</u> 普通車 2,120台 大型車 93台 ※数字はH25時点 <u>H31需要量</u> 平成26年度に実施する実態調査により推定 <u>整備目標量</u> H26供給量を維持（平成26年度に実施する実態調査により<u>確定</u>）</p> <p>6. 駐車場の整備方策 1) 役割分担と配置方針 ・公共駐車場は、駐車場整備地区の外縁部及び駐車場整備地区を補完する地区において大型車及び普通車の駐車場を確保し、渋滞の要因となる大型車や過度の観光車両の流入を抑制し、民間駐車場の動向等を考慮しながら、継続的に適正配置を行う。 ・民間駐車場は、市街地中心部や幹線道路沿いの駐車需要の高い場所において駐車場を整備運営し、利用者の利便性の向上を図る。また、附置義務制度により一定の駐車台数を確保する。 ・観光の中心地となっている古い町並（三町伝統的建造物群保存地区）に近接する神明駐車場については、渋滞の緩和や歩行者の安全確保の観点から大型車の流入対策を実施する。一方で、大型車の利用中止に伴う代替機能の確保など、<u>中心市街地への定住促進の観点から、市街地居住者の生活環境にも配慮したものと</u>する。</p>	<p>（2次一括法により策定の義務付けが廃止されたため任意計画）</p> <p>・現行計画の計画期間が平成26年度で終了するため</p> <p>・H26供給量は現行計画の整備目標を満たしているため、H26供給量を維持するものとする（数値は平成26年度に実施する実態調査により確定）</p> <p>・大型車の流入対策を行う上で、市街地居住者の生活環境への配慮が重要であるため</p>

現行	見直し案	見直し理由等
<p>2) 配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・・・防音壁、<u>クリーンエネルギー車の優先、ハイブリッド型街路灯の設置の検討</u> <p>7. 駐車場の有効利用方策</p> <p>1) 案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間駐車場を含めパンフレットやホームページで案内 ・<u>案内システムの拡充</u> ・主要幹線道路における案内標識の配置等の案内提供の充実 <p>2) 周辺の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的地から多少離れた場所であっても目的地まで歩いて他の住めるようなユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備を進め、周辺部駐車場の利用促進を図る。 <p>3) 商店街駐車場の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市商連が実施する商店街駐車場利用促進事業など、来店者へのサービス工場、駐車場の利用促進につながる事業を市商連と協力して引き続き行なう。 <p>4) <u>バス運行等の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>駐車場整備地区外縁部の駐車場においては駐車場の利便性向上・利用率の向上をはかるとともに、誰もが安全に安心して目的地に移動できるよう駐車場と中心市街地等を結ぶバスの運行等を検討する。</u> <p>8. 附置義務制度による整備</p> <p>高山市駐車施設附置条例により、駐車場や荷捌きのための駐車スペースの整備や確保をはかるよう引き続き指導する。</p>	<p>2) 配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・・・防音壁、<u>LED街路灯の設置</u> <p>7. 駐車場の有効利用方策</p> <p>1) 案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間駐車場を含め、パンフレットやホームページで案内 ・<u>民間駐車場情報の付加など案内システムの充実</u> ・主要幹線道路における案内標識の設置等の案内提供の充実 <p>2) 周辺の整備</p> <p>(変更なし)</p> <p>3) 商店街駐車場の利用促進</p> <p>(変更なし)</p> <p>4) <u>まちなみバスの利用促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>駐車場整備地区外縁部と市街地中心部を結ぶ「まちなみバス」の周遊ルートの見直しを図り、利便性を高めることで、今後更なる利用の促進を図る。</u> <p><u>5) 市営駐車場の効果的な運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大型車の流入対策を実施し、市街地中心部への過度の自動車の流入を抑制するとともに、駐車場整備地区外縁部の利用を促進する。</u> <p>8. 附置義務制度による整備</p> <p>(変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギー車への料金割引や優先駐車スペースの確保については、ハイブリッド車の普及が進んでいることや既存料金システムでの対応が困難なことから削除し、ハイブリッド型街路等をLED街路灯に変更 ・既存の市営駐車場の混雑状況を提供するシステムの充実を図るため民間駐車場の情報を付加する ・現行計画で検討としていたバス運行について、「まちなみ」バスの運行が開始されているため利用促進に変更 ・大型車の流入対策を実施する上で、駐車場整備地区外縁部の利用促進が重要となるため。駐車場稼働率の向上、滞在型観光、まち歩き、健康、エコなどの複合施策として検討する。また、進入規制区域近隣において、規制車両の受け止めスペース（乗降場等）を設置するなど、中心市街地への定住促進の観点から、市街地居住者の生活環境にも配慮した施策とする

現行	見直し案	見直し理由等
<p>9. 特定日の駐車場対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車交通の集中する特定日には、公共施設用地等を利用した臨時駐車場の開設及び郊外に確保した駐車場からのシャトルバス運行により中心市街地への車両進入を抑制します。 なお、過去の秋祭り時の駐車場入込み台数から臨時駐車場として最大で普通車1,000台、大型車230台程度の確保をはかるものとする。 <p>1) 郊外の駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設用地や民間の大規模専用駐車場などの既存施設を施設管理者の協力を得て臨時駐車場として活用する。 また、パークアンドライド方式について検討を行う。 <p>2) 市街地の駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設用地等を臨時駐車場として利用する他、安全な歩行経路が確保できる場所をシャトルバスの乗降スペースとして確保する。 <p>3) 適切な誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定日には交通規制も実施され、渋滞に拍車がかかることから、案内看板の設置や交通整理員の配置などにより交通の円滑化をはかるとともに、より良い誘導方策、交通体系などについて民間と公共が一体となって進める。 	<p>9. 特定日の駐車場対策 (変更なし)</p> <p><u>10. 駐車場整備に関する基準の設定</u> <u>町並み景観や周辺環境に配慮したものとなるよう、駐車場の整備に関する基準を設定する</u></p>	<p>・現在、市街地中心部において民間駐車場が増加しているが、整備に関する基準がなく、無秩序に整備されている状態であるため、基準を定め町並みの景観保全を図る</p>